		物	件	調	書					物件	番号	57	
所	在 地	4	今治市中寺字下本郷608番4							官価格	30,881,001円		
土地	現況地目 台帳地目	宅地 宅地	_	面積 地積 79	m ² 93. 21 m ²	形状		表方形	上 記 の	土地	30, 881	.,000円	
建 物	種 類 事務	所 構	造造	木造瓦葺	2 階建	床面積		14. 05 m ² 53. 66 m ²	内部	建物		1円	
	面道路の	幅員	幅員約29mの両側歩道付国道1						μν				
幅」	員及び構造												
法会	都市計画法	市	市街化調整区域										
令等に基		用注	途地域	_			高度地区			_	_		
基	建築基準法		線制限	 		日影制		限		_	_		
づく		建一	ぺい率	70%		0			率		200%		
制 限	その他の法律	聿 消	消防法			_			その他法規制				
	道の負担等 関する事項		担の 無	11111		負担の 内 容							
					事業			所 名			電話	番 号	
供	給 処 理	電	電 気 可 四国電力(株)今治営業所								0898-	32-3980	
		上	上 水 道 可 今治市水道総務課						0898 - 36 - 1576				
施設の状況		下	水道	不可									
		都	市ガス	不可									
交	通機関	バ	バ ス 八丁停留所 約250 m										
(距离	雕は道路距離) 鉄	鉄 道 JR予讃線今治駅 約3,400m										
公	公 共 機 関		市役所	北	北 方 約 3,800m								
			清水小学校		南西 方 約 1,500		500m						
(距离	雕は道路距離)商	業施設	北西	方 糸	的 2	290m						
・当該地は、都市計画法に基づく市街化調整区域となっており、原則として、開発行為及び建築行為を行うことができません。建築物の建築や用途変更する場合には、都市計画法第29条(開発行為の許可)、同法第42条(開発許可を受けた土地における建築等の制限)又は同法第43条(開発行為を受た土地以外の土地における建築等の制限)の許可をけ受けなければなりません。この許可を受けるためには、同法第33条(技術基準)及び同法第34条													
	(立地基準)に適合していなければなりません。※この件に関する詳細については、建設部 都市政策局 都市												
考	考 政策課に、お問い合わせください。												
事	8cm程度傾斜しており、現状のままでは基準に適合していないため購入者の負担により、許可基準に適合する												
	擁壁を設置しなければなりません。なお、 同法第43条の許可を受ける場合には、申請前に宅地の安全性が確保												
項	できる擁壁を設置する必要があります。※この建物を使用する場合、用途変更となりますのでご注意ください。												
	・この物件の地下埋設物調査、地盤調査及び地質調査は行っていません。地下埋設物の内容・量については、不明です。 ・この物件内に含まれる工作物等(地下埋設物を含む。)は、市では撤去しません。撤去処理費用等の経費は												
	・この物件内に占まれる工作物等(地下壁設物を占む。)は、川では徹去しません。徹去処理賃用等の経賃は 購入者の負担となります。												
	.,,,,		/ 0							211			

[※] 物件調書は、申込者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず申込者ご自身において現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

